

## 第10回庁舎等基本計画策定審議会議事録

日時：平成24年12月5日 14:00から

場所：伊予市中央公民館2階第1会議室

参加者：策定審議会委員15人、事務局10人、委託業者3人、傍聴者12人

### 1 開会

(事務局) 定刻になったので、第10回伊予市庁舎等基本計画策定審議会を開催する。本来ならこれより後の議事進行については、会長にお願いするところであるが、本日都合により本審議会を欠席する連絡があったので、今回は副会長に議事進行をお願いする。

### 2 議事

#### (1) 第9回庁舎等基本計画策定審議会議事録について

(副会長) 副会長の松田である。どうも審議会の条例を見ると、第5条第3項に「会長に事故あるときには、副会長がその職務を代理する」と書かれており、一番大役が回ってきた。今日は皆さんのお力を頂き、実りある審議会になるよう進めてまいりたいと思う。

急に10度を切るような天気になった。昨日衆議院の師走選挙が公示され、伊予市も議会が始まる。街中では正月用品が早くも出始めたようである。そのような忙しい時に皆さん集まりいただき、大変ありがとうございます。それでは早速議事を進める。前回の議事録については事前に配布しており、確認いただいたと思う。意見はないだろうか。それではこの内容を市のホームページで公開することとする。

#### (2) 中間報告

(副会長) 本日は基本計画の答申案の中間報告を行う。各章ごとに説明し、質問があれば章ごとに討論を行う。第1章の説明を事務局にお願いする。

(事務局) 皆さまの手元に配布している伊予市図書館、文化ホール等建設基本計画の答申案のページに沿って説明する。ページをめくると目次があり、第1章から第7章までである。まず第1章について説明する。

第1章複合化及び敷地の考え方(2~13ページ)の説明(略)

(副会長) 第1章について事務局から説明があった。複合化及び敷地の考え方

であるが、この件について意見があれば願います。

(委員) 道路の話が出た。これだけの施設を放り込むと、間違いなく渋滞や交通事故等々の問題が起こるのではないかと思うのだがどうなのか。北側市道の鉄道部分を立体にするというのは、街路計画では桁外れの金額であり、当分出来る予定はないと思う。拡幅はしないということなので歩道が広がるだけだと思う。交通緩和にはならないと思うのだがどうか。

(事務局) 市道築港吾川線は都市計画道路として街路計画がある。伊予市の総合交通体系の計画の中で **1** 番に優先して整備する路線と明記はされているが、整備は **10** 年以内だったと思う。現在は **1** 車線の道路と踏切の幅が約 **3m** であり、車が **1** 台しか通れない幅であるので、その工事が実施されるまでの代替機能として、北側水路部分の暗渠（あんきょ）化と踏切を広げることにより、片側約 **3m** の **2** 車線に拡幅した形で、交通の便を良くする考えである。

(委員) その暗渠化というのが、簡単にできるような金額かどうかを聞いている。予算がいる問題だろう。多分金額はかなりのものだと思う。夢物語であれば、できもしないことを書いているのはどうなのか。

(事務局) この暗渠化というのは、現在の梢川（川底幅 **2m**、高さ **3m**）に管かボックスカルバート（地中に埋設する **1m** 角程度の断面を持つ箱型の構造物）を埋める形で暗渠とし、道幅を確保するという考え方である。開渠になっている延長が約 **100m** であり、多大な金額にはならないという考えである。

(委員) **JR** からはそれ（踏切の拡幅）も承諾は得ているのか。

(事務局) **8** 月末に **JR** 四国本社にお伺いし、技術的なことや工事の順序などについて打合せをした。その時に保線区及び総合計画の方から、まだ **JR** も正式な申し込みを受けていないためはっきりしたスケジュール等は示すことはできないが、申し込みを受ければ、市の要望に時期的に沿うようにできるだけ工事をするという確約を頂いている。今後の予定としては、その踏切を拡幅するための測量設計等を市が発注し、その成果に基づき **JR** が施工する形になっている。**JR** の踏切より下流側の部分は、約 **7m**～**9m** の道幅を確保し、踏切自体も約 **7m** の踏切になる予定である。金額については概算で約 **1** 億円と考えている。

(委員) それはそれとして渋滞緩和にはならないだろう。全部の施設から車が同時に出た場合、今の道路事情では多分交通渋滞が起こってしまう。郵便局も買えるという条件の下に **35** 台であり、あくまでも想定である。買えたわけでもないし、買わないといけない。立駐も **180** 台としているが、予算がすごく上がっていくのではないか。複合すれば維持管理が安くな

る、楽になるというのは分かるが、今言う道路も含め、最終的にすごい金額になる。だから、全部駄目だというのではないが、構わない範囲でもう一度検討すべきではないか。過疎債の期間がないということで急いでいたが、時間が伸びたのなら、もう一度将来を見据えてこの土地があるからはめ込むという形を考え直す必要があるのではないか。

(事務局) 交通渋滞の件はある。国道 **378** 号は今までどおりの **2** 車線の車道であり、歩道部分の改良は行われるが車道幅が広がる訳ではない。築港吾川線についても国道 **378** 号に行くことにより、先ほどの郵便局から出る側との競合があるのは否めないことである。ただし、踏切を広げることにより、国道 **56** 号にスムーズに出ることができるというのは、今回の改良で図られる。おっしゃるように、文化ホールで何かあった時に立駐に停めている **180** 台程度の車が一齐に出る際の交通渋滞については、コンサルにもシミュレーションなり検討させていきたい。

(副会長) 多分委員さんはまだ納得されてないと、司会をしながら思う。ただ当初の検討委員会の内容からあそこが変わったことは、市長が来てお話された。その部分は、今の審議会です返すことはできないのではないかとと思う。あの時に委員が確認したのは、施設が入らない場合について猶予を、という話であったように記憶している。今の段階で入らないという話は出てきていないので、あの時の話からすると、建設地の場所うんぬんをこの審議会ですどうこう言うのはちょっとずれている感じもする。

(委員) 今は土地の問題だけを言われているが、土地も交通も一緒である。最終的に皆さんに迷惑をかけるようではいけない。**400** 席という席数も納得いかないが、それでも車は **200** 台近く来るし、バスも来る。なおかつ、公民館があり図書館がある。そこに来る車も全部台数に入れられないといけない。そうすると一齐に利用する時、何台必要かはシミュレーションでできるはずである。実際に今の場所では不可能だということだ。皆さんから苦情が出る。渋滞で街の人も困る。北側の市道を広げても国道 **56** 号の信号では停まらないといけない。敷地の中に何でもはめ込むのはできないことはない。ただそれが実際に運用できる施設かどうか問題である。そのためには、何か機能を減らしてでも駐車台数を減らすとか、何か代替案を考えないと実用化にはならない。私は後から「審議会は一体何のためにやったのか」と言われるのが嫌だから言っている。できた後にわやだと言われると思う。そういうことがないように私は言うだけのことは言っている。だから市長との約束も間違っていない。入る建物の面積だけの問題を言っているのではなく、迷惑をかけずに運営していけるかどうか大事なことだと思う。

(副会長) あのような意見があったのだが、ほかの委員の意見はいかがだろうか。関連したご意見はないだろうか。

(委員) 関連するのだろうか。土地の事は分かりにくいのだが、私は他県とかいろんな所を利用している。高知でもどこでもそうなのだが、それぞれの施設のすぐそばにある駐車場というのは本当に少ない。じゃあどこを利用するかというと、松山でもそうだが、やはり近くの駐車場を利用するし、有料というのは当たり前になっている。最近いろいろ悩むのだが伊予市は無料が多すぎる気がする。何でも無料が当たり前になっている。将来の子どもたちのことや財政負担を考えると、公共のものは無料という発想は転換する時期に来ていると思う。駐車場に関して言えば、例えば 2 時間だけ無料とか、市民活動グループは半額とか、方法はいろいろあるけれど、そこを利用する人に使いやすいように造っていくとか。それから街の中にもし空き地があれば、椿さんなどと同じようにうまく利用してお金儲けされてもいいのではないか。他市の流れも考えると、公共の建物の利用料金等々考え直した方がいいのではないかと気付いた。

(副会長) 多少関連するところはあると思う。ほかにもあるようなのでどうぞ。

(委員) 実は私も駐車場のことをこんこんと語ってきた。先ほど言われたとおり、多分渋滞が起き、近隣の方に迷惑がかかるということを考えている。文化ホールが 400 席あるのなら、駐車台数は 400 台欲しい。その他の図書館に来る方もあれば、いろんな方が来るのも言われたとおりである。できるだけ駐車場を多くすると。ただ、多くなるとそれだけ車は渋滞する。だから、そこだけを見るのではなく、ぐるりと囲んだもので考えていただきたいと思う。

(副会長) ほかにないか。

(委員) 根本的に元を正せば、基本計画を作りなさいという市長の命を受けて審議会を開いている。何を造るかという内容が決められている前提で、我々は審議するのが本質だったはずが現状に至っている。皆さんの意見には私も同感である。第 5 回審議会で市長の話を受けたとき、基本計画をまとめていくに際して、附帯条件をたくさん付けないといけないとは思っていた。

一つの意見というかアイデアなのだが、駐車場及び交通に関する条件は、委員の皆さんが思われる意見が確実に出ているので、基本計画の提示の前提としてきちんと附帯条件として特記し、意見をまとめて出さないといけないと思う。例えば、先ほどの委員のお話のように、駐車台数のこと、交通条件に関する正しい分析、正しいデータの収集がなされた上で、それに対する図書館だとか文化ホールだとかの使用用途、機能の

あり方を考える。ボリューム的に合わないのであれば、その内容を決定するのはこの審議会ではないはずである。どこの会かは分からないが、「行政側で再度議会を含めて調整していただく」という文言を我々は附帯の方が良いと思う。その上で基本計画の方向性の内容をまとめるという形であれば、先ほどの指摘も反映されるのではないかと。今日の審議会でその話を中心にする、今日中には終わらないし、多分この計画書もまとまらないと思う。市長に言われた内容に対し審議し、詰めていったが、条件がおかしい、不確実と思われることは否めないという点は、内容として出していく方が良いのではないかと。思う。

(委員) 私が言いたいのは、審議会当初からぶれてここになった。審議会は最終的に答申しないといけないから、このまま何も言わずにそのまま答申したのでは、私ら何をしていただいたのだということになる。やはり委員の中から意見は出ているんだということさえ残っていれば、後は違う会で順次進めていかないといけないと思う。委員が反対するのなら消してもらえばいいが、構わないのなら残しておいてもらわないといけない。

この場所は住居専用地域なので、できれば容量は大きくしない方がいい。ある程度にまとめておかないと、何もかもとなると間違いなく騒音やいろんな問題が出ると思う。用途地域上からすれば、本来は我々が逆をお願いして何かやらせていただく所なのだから、そういう問題も勘案しておかないといけない。何もひっくり返せと言っているのではない。

(副会長) ありがとうございます。事務局、意見があればお願いします。

(事務局) 審議会でご答申いただいた後のことになるが、来年度には基本設計及び実施設計という作業に入っていく。基本設計の段階で専門業者を選定するので、その段階で交通体系や交通渋滞の状況などについては、シミュレーション等専門業者の見解等を加え、精査したいと思う。

(副会長) では、今言われた特記として附帯条件に交通に関する件を付けるということではよろしいか。事務局どうだろうか。了解だそうなので、答申の中に特記で付けるとご了解いただきたい。ほかに意見はあるか。

(委員) 昨年都市整備の関係で交通審議会の話を知っていたら、今の築港白水線の踏切については、統廃合しないと許可が出ないので、立体かトンネルにするという計画の説明があった。今の説明では、広げることができるような返事があったということだが、どちらを信用すれば良いのか。

(事務局) 今回、この松本踏切を広げさせていただきたいと、**JR** 本社で正式にお願いした。**JR** の見解としては、今後の踏切改良については、立体交差で **JR** の上か下を通すのが基本的な考え方であるから、踏切の拡幅は原則認めないと。けれども、伊予市としては早急にこの地に図書館、文化ホー

ルの計画を進めたいし、立体交差の都市計画街路をするまでの期間は交通渋滞に悩まされなければならないというのは大変困る、ということをお願いをした。今おっしゃるとおり、**JR** の考え方では、踏切を広げるのであれば、伊予市内のどこかの踏切を **1** つ閉めなさいというのが条件であった。しかし我々が今まで使っているどこかの踏切を閉めるという話を、どこかにお願いすることはできる話ではないし、その当てもない。将来は築港白水線という計画街路を施工する際にアンダー計画を持っている。市は前向きに考えていくスタンスなので、それまでの間暫定的に踏切を広げさせてくれという特例でお願いした。それなら、ということでも認めていただいている。今の内容が **JR** と伊予市との正確な情報である。

(副会長) よろしいか。今の事務局から説明が最新鋭の情報だそうだ。

(委員) とりあえずは臨時的に広がった踏切なのだな。

(副会長) ほかにないか。

(委員) **13** ページの「⑧敷地周辺について」の所、細かい話なのだが、それぞれの「対応していきたいと考えています」という発言は、この書面が外に出るに当たっては、この審議会での発言という形になる。ちょっとあいまいで、柔らかすぎると思う。先ほどの説明で市の総合交通体系計画のあり方としての **10** 年間という数字がきちんと明確化しているのであれば、市側のルールとして決まっているという前提があるという位置に立ち、この審議会組織も了承していると認識できるような、リアルな書き方をしていただいた方がよい。

(副会長) 語末をきちんとやってほしいという事だろうと思う。よろしいだろうか。ほかにないか。

(委員) **7** ページの「④複合化を活かした管理のあり方・サービスのあり方」の文中、「一元的なサービス提供のための横断的組織を設置して行います。」という所、それまでいっぱい並んでいた「市民」、「市民とともに」という言葉がぴたっと消えてしまったので、そこにも入れてほしいと思う。

(副会長) はい。前審議会の終わりに、会長から要望や意見があれば、**5** 分以内で発表してもらうので、資料を用意しなさいと言われていた。文化協会の資料をちょっと見せてもらうと、「市民のため」という言葉がたくさん入っている。その部分は後ほど説明を求めるので、素晴らしい言葉は事務局が大いに入れていけばいいと思う。よろしいか。

(委員) これはゾーニング計画なので、平米数は書いていないけれど、前回、頭の中で考えていただくなると平米数がいろいろ出ていた。その多目的ホールの使われ方、本来は社会教育としてバレーやバドミントンというスポーツ目的で使われるために、できてはなかったと思う。だから公民

館機能を、今回は文化施設機能に戻して考える方向にしてほしい。これは次の設計段階に関わることもかもしれないが、やはり多目的ホールは、レクリエーション・軽スポーツという考えで進めていかれるのか。

(事務局) ただ今の質問は、第 4 章の公民館機能の考え方において説明するので、その時にお願いします。

(副会長) 第 4 章で構わないか。それでは第 1 章を終えて次に進める。第 2 章について事務局、要点の説明をお願いします。

## 第 2 章図書館・文化資料館機能の考え方 (14～35 ページ) の説明 (略)

(副会長) ただ今事務局から、第 2 章図書館・文化資料館機能の考え方について要点の説明があった。第 2 章について、ご意見があればお願いします。

(業者) ちょっとよろしいか。技術的なことで、我々から 1 点補足説明する。資料の 61 ページから第 7 章資料編を付けている。図書館に関する議論・意見交換において、非常に参考になる意見が出ている。具体的には 66 ページの図書館に関する質問に対する回答や 68 ページからのグループワークの意見など添付している。今回の意見交換で終わらせるのではなく、次の基本設計にもつなげるということで、資料編にも図書館に関する情報を付けていることをお知らせする。

(副会長) ありがとうございます。資料編の部分に皆さんから出された意見が付記されているので、それも参考にしてくださいということである。

(委員) 今の話で救われた。今まで話し合われたことが第 2 章には全く生かされてなかったのでびっくりした。資料編が次の段階に生かせるような図書館づくりをお願いしたい。第 2 章では、中山・双海を含めた広域範囲での図書館という視点が欠けており、来る人への対応だけで、外向きへの動きが全く書かれていない。これからの図書館がどうあるべきかという根本が抜けているので、地域に開かれたという言葉だけにとどめず、中山、双海では何が困っているのか、出て来られない高齢者はどうするのか、どこでも返却できる仕組みはどうするのかといった、身近な図書館がどうあるべきかという根本の所をしっかりと計画に入れていただきたい。建物があって利用する時代は終わった。そういう機能のために建てるのだから、何年後か未来の子供たちが来ないような図書館になったら悲しい。だからもう少し図書館機能をしっかりと考えて、住民がどこに図書館があるか、自分の地域で利用するにはどうしたらいいかということは分かるくらいの図書館でなければ、建てる意味がない。

もう一つは、22 ページの文化資料館機能である。収納については前回

にも言ったとおり、双海の資料なら双海の庁舎に温度管理できるような部屋を造り、地元で地元の人が愛する文化資料を大切にする。資料のコアとなる情報は中央公民館に行けば分かるという体制を取って、何もこの複合施設の中で処理しようとしないうように考えていただきたい。

(副会長) 今、大きく **2** つの問題点があった。前回の審議でも言われた内容が多分にあったと思う。大きくは資料編に出ている内容をちゃんと取り入れてほしいと。事務局何かあればお願いします。

(業者) 設計事務所側からのコメントとして一言。こういう基本計画の答申として出されたものに付いている資料編も、我々は十分強いメッセージとして読み解いた上で計画、設計することを心がけている。今回の基本計画策定においては、非常に短期間ではあったが、今後設計していく上での重要なヒントが数多く出ている。今後の基本設計、実施設計、さらには運営までの情報が含まれており、この資料編をどのように取り扱っていくかが重要であると考えている。

(事務局) ただ今の説明のとおり、事務局としても、皆さんの意見を無駄にするのではなく、次の基本設計、実施設計にこのような意見があったという事で加味したいと思うので、よろしくお願いします。

(副会長) よろしいだろうか。ほかにはないか。

(委員) **2** 点ある。**3~5** ページに書いてある言葉として、基本的には図書館機能、ホール機能、公民館機能という **3** つの提示が根本となっている。そこには文化資料館機能という言葉は入っていない。それでいきなり **6** ページ、③整備の概要で文化資料館機能という言葉が入っている。ただその後、第 **2** 章の図書館機能の中では、再度図書館機能の一部として文化資料館機能が含まれているように明記されている。そこで提案としては、**6** ページの「図書館機能」「文化資料館機能」となっているところを、「図書館機能（文化資料館機能を含む。）」とグルーピングした方が体系的には間違いがないかなと思う。

**2** つ目である。文化資料館、博物館に関連するプロとして、非常に大きな話がある。**34** ページに具体的な機能設置として、収蔵庫と燻蒸（くんじょう）室、整理室・作業室は明確に定義されているのだが、実は **22** ページ⑥図書館・文化資料館機能の必要性の所で書き出している問題点、「出土品や民俗・歴史資料などを整備保存し、活用を図るための施設を新たに設備する」という言葉に対する、活用を図る空間、いわゆる展示室がないという事に気付いた。新たに整備するという捉え方が、今回の施設ではない新たな所に考えるのかとも取れたのだが、そこははっきりしておかないといけない。現状の想定では収蔵機能だけはあって、文化



資料を保存する一つの大きな機能は盛り込まれているのだが、それを公開、発信するという、博物館法でも論じられている展示空間の表現がない。実際には全体のボリュームに対して、面積が増える話に繋がりがねないので質問しづらいのだが、説明いただければと思う。

(副会長) 1つ目の意見は図書館の後ろにかっこ付けで含むとすれば、すっきりして問題なからうかと思う。2つ目の件は事務局か事務所、どちらからか説明をお願いします。

(業者) 設計事務所からコメントする。指摘があったように今回展示室は計画の中には含んでいない。ただし複合している公民館機能には多目的ホールがあり、多目的利用の一環として、ある一定期間展示室的な使い方はできるので、どのように取り扱うかは今後の審議会で議論していく必要があると思う。

(事務局) 12 ページのゾーニングにある多目的ホールには短期間での展示を検討するのだが、ロビー等にも簡単な展示をしたいとは考えている。ただし、光に当たるとまずいものは展示できないので、それは今後の検討課題にさせていただいたと思う。

(委員) その様な話であれば…納得はできないのだが、納得せざるを得ない代わりに、制約条件としてボリュームの中に入りきらないという話が現実的に出るので、この制約条件の中でできる範囲として仕方ないところはあるのだが、地域の文化資料の情報公開・発信は、法律上定義づけられているし、公開は義務なので、展示空間のあり方については先ほどの話と同様、附帯要件として出していただきたいと思う。

(副会長) 今の意見は先ほどのそれぞれの事務所で展示するということにも関連すると思うのだがいかがか。

(委員) 双海や中山の庁舎はしっかりした建物だから、整理して置くというのが一つ。それから市庁舎については、現在協働で使うスペースをみんな考えている。伊予市の核となる場所なので、そこに行けば伊予市の歴史が分かるという文化的なものを常時展示すれば、外から来られる人にも分かりやすいのではないか。図書館の中よりもその方が良いという気がするのだが、いかがだろうか。

(副会長) 取りまとめると、現在展示室が入っていないという事は法的に欠ける面があり、一筆検討課題として答申の中に入れておくこと。やはりちゃんとした展示場所を庁舎になるかどうかここで膨らませるかは別にして、どこかに設けると、事務局どうか。

(事務局) 附帯情報として付け加える。庁舎のワークショップでは、市民や行政機関が使えるスペースを設ける検討はしており、臨時的な展示会を開

く場合にそのスペースを利用するという方法があるのであれば、そういう検討も加えたいと思う。

(委員) よく分からないのだが、歴史的な資料をそういう所にぱっと持って行って展示した場合、そのもの自体は大丈夫なのか。

(委員) 伊予市が決められている有形文化財があるはずである。文化財については文化財保護法の下での使用ルールがあり、基本的にそれに順応できるだけの施設設備が用意されていないと動かせない。さらに展示品を触ること自体、そのものに対して専門的知識を持つ学芸員相当及び学芸員を超えるだけの知識を持った人と義務付けられているので、環境整備が必要になる。したがって、単純に市役所の展示空間といっても、空調設備、湿度・温度管理関係、照明関係など、全てがその部屋で調整することはまず不可能である。露出（人間が同じ空気上で触れ得る状態）した展示品という形はあり得ないので、必然的に展示ケースを用意するという話にもなる。そのケースはどうしても後ろ側の設備がかなり大きくなってしまうため、共有スペースとしての庁舎には不適切という事になりかねないので、その件については、専門家の知識も交えて、別途協議する必要性があると思う。

先ほど私が伝えた内容は、やぶさか仕方がないところは十分分かる。展示空間を造って収蔵庫を止めるという方が、専門家としてはよろしくない。現状では収蔵庫に値する大きな施設が伊予市にないため、今後の歴史的な将来を考えた場合、収蔵施設で管理することを最優先するのは非常に素晴らしいことだと思う。その点において、展示をする場所の設備に関しては、今後別に考えていくことも含め提示していくことで良いと思う。先ほどの質問にあったように、例えば普通の民間人が作った作品を展示するには全然構わないし、湿度や文化財に値しないものを展開する分には全く問題はないし、展示品の実物に近づくことの方が一般の方々には興味・関心が沸くので重要なのだが、安易に全部が全部展示できるものではないということだけは、気にされた方が良いと思う。

(副会長) 今の件はよろしいだろうか。我々がすぐに捉えるのは、昔の農具とかであり、展示する場所があれば、と思っていたのだが、文化財的な専門的なものについては、事務局がちゃんと検討し対応するようにしないとイケないと思う。ほかにはないか。それでは 5 分の休憩後、第 3 章に移る。

第 3 章文化ホール機能の考え方 (36～50 ページ) の説明 (略)

(副会長) 文化ホール機能の考え方について説明があった。ご意見あればお願いする。

(委員) 客席数を **350~400** 席くらいが向いているのではないかと説明があった。**400** 席では、何かのイベント、例えば落語家を呼ぶとなると、**1** 人当たりの採算性が合わないのではないか。**400** 席だったらこの周辺市町にないから、集まってくるという発想が違うと思う。伊予市の市民会館のデータは、老朽化のため音響も悪い、駐車場もない、いろんな条件の下に利用されていないのも事実である。問い合わせはあるそうなのだが、駐車台数などを聞くと使われないと。この **400** 席を **600** 席にした場合、建築費用はあまり上がらないと思うのだがどうなのか。

(業者) 問題は **49** ページにある舞台までの視距離の問題である。**400** 人が **500** 人、**600** 人となると、若干大きさは変わる…場合によっては **2** 階席を造るとかすれば、ホールの容積自体があまり大きく変わることはない。ただ観客席はある程度高い椅子を使っているので、そういう意味では変わる。ただ委員がおっしゃるように大きさはお金で決まる話ではない。ただ、それが運営の話でそれが見合うかということ、**500** 人にしたから採算が合うという話ではないと思う。これは徳永氏の方が詳しいと思うけれど、今のところは **350~400** 人、結論ではないけれど、使いやすいホールとした場合の設定にしている。質問に対する答えとしては、**500** 人 **600** 人にして建築費が上がるかと言われると、そうではないという答えはできる。

(徳永氏) すごくリアルな話をすると、石本建築事務所がされた松前町総合文化会館は定員が **700** 弱であるが、実質は **600** くらいである。それから砥部町文化会館は法定定員 **804** だが、実際は **700** 人くらいである。どちらも一杯になる催し物はほとんどない。例え落語の会をやっても売り切れることはまずない。例えばの話であるが、**1,000** 人規模のホールで落語や室内楽をやると、お客様から大変不満が出る。見えない、よく聞こえない。最新式の音響でもあまりぱっとしない。これは経験則なので、伊予市に当てはまるかどうかは考えなくちゃいけないのだが、今までのワークショップをやって、市民の皆さん自らが使いやすいと考えた場合、客観的には **350~400** 席というのは運用管理面が非常にしやすいと思う。

ちなみに何度もワークショップで話した茅野市民館には、音響の良いコンサートホール **300** 席があり、それなりの興行が成り立っている。ある程度のアーティストを呼ぶ場合は **4,000** 円とかちょっと高い値段になるが、そこそこのバイオリンコンサートをやる場合は、**2,500~3,000** 円で工夫によってはきちんと運営ができています。

個人的な意見であるが、客席数が多ければ多いほど、不満を持つお客

さんが増えるのは間違いないと思う。

(委員) ありがたい意見であるが、同じ費用で余計に変わらないのなら **400** 席を **600** 席にしておいても構わないのではないか。足りないのはどうにもならないが、大は小を兼ねると思っただけである。

(委員) せっかくなので専門家の石本建築事務所への質問である。先ほどの話で行くと、席配列及び席間は若干調整が出てくるかもしれないが、床面積は変えないで席数を増やすことは可能という意味合いなのか。

(徳永氏) **2** 階の客席を積んだ場合には、**2** 階のサイドにも客席を造ることになる。その客席に関しては、多くのお客様が真正面に見えないので不満を持たれる。それから見切りが出る。見切りが出ないようにすると、体をよじったような客席配置になるので、やはりその席が結果的に死ぬことになる。で、お金がかからないと言っても管理をしないといけなくないのでお金はかかる。メインのときには、**2** 階に人も配置しないとイケなくなるし、修理修復のときもそれなりにお金はかかる。前のワークショップで言ったように **100** 席増やすのは割と簡単であるが、個人的にはあまり大は小を兼ねないと思う。

(業者) 以前ワークショップで、羽ノ浦（阿南市）の情報文化センターを紹介した。ここがちょうど **550** 席でサイドバルコニーを造った。変な話であるが、設計する側からするとサイドバルコニーは舞台を取り囲むように造るので、やってみたいものである。ただ徳永氏が言ったように見切りが非常に大事、要するに斜めから見ただけ難しくなるということがある。

良いホールの条件としては、容積が大事である。容積を持つことにより音響的な効果が高くなる。建築計画学的に言うと、**1** 席当たり **10** m<sup>3</sup> いると言われている。したがって、その分はやはり建築コストはかかるし、一般的には空調もお金がかかる。先ほどどかつとは上がらないという話をしたけれども、実はホールは客席だけではない。大事な舞台があつて、舞台は**400** 人にしようが**500** 人にしようが大きさはそんなに変わらない。リハーサル室や楽屋もそんなに大きく変わらない。そういった意味で**400** 人から**500** 人、**600** 人にする場合の全体費用はどかつとは変わらないけれど、もちろん上がることは上がるし、後々の費用も当然変わってくるという話である。

(副会長) **1** つのご意見である。何回か前の審議の時には、やはり舞台と客席が近くて少人数の方が有効活用できるという意見もあつたと思う。今の説明では専門的な部分もあろうと思う。委員さん構わないだろうか。

(委員) 皆さんの意見にも客席数が多い方が良いという意見はたくさん出てい

たと思う。私も同じ意見なのでやはり特記して残しておいてほしい。

(副会長) 事務局、今のようなことで構わないか。

(事務局) この審議会で客席数を決定するとは考えていない。ある程度基本的な考え方を示す程度とし、来年のことになるのだが、基本設計、実施設計に入る際、市民ワークショップという、学生から高齢者、女性の方、いろんな市民の皆さまに入っていて意見を聞きながら、客席数や固定席・可動席の形態、階床型の斜めの部分の利用の仕方、フラットな部分の使い方など舞台、客席については検討を加えていきたいと考えている。

(委員) 変な話なのだが、**600** という数字が気になっている方々がおられるのであれば、**46** ページでは「**350～400** 席を基準」と書いてあり、ただし書きがある。この審議会上でいくと、最大値 **600** という数字を提示するかどうかは結構重要な話である。実態は市から説明のあったやり方で決めるということであるが、委員からも話が出ているのなら、私はただし書きに **600** 席までという表現をしてもいいと思う。不確定要素としても、数字の提示はしている形になる。この文章だけでは **600** が良いという意見は記録として残らない形になりかねない。

(副会長) 今委員から **350～400** 席を基準とし、**600** 席までくらいで検討することとしますという提案があったが、事務局どうだろうか。

(事務局) 今言われた附帯条件をただし書きとして付けることは可能である。ただし財政上の問題も付け加えた上での条件とさせていただきたい。

(副会長) 事務局から説明があったけれど構わないか。ただ **600** 席だけ入れるのではなく、財政上のことも付記するということである。

(委員) 先ほど松前や砥部の話が出ていた。**600** なら **600** のホールを造ったとして、今やっている文化祭や市民のための活動に、どれくらいの客席数が埋まっていると思うのか。例えば成人の日や **NHK** を呼ぶたった **1** 日のために **600** 席を用意して、その後はがらがらの状態。普段ホールを使いたい人間は高い空調代などを負担して使わないといけないのか。その辺りはよく考えてほしい。よく使う側の人間や文化協会に属しているいろんな団体とも私たちは何回も話した。やはり市民が使いやすいところ、市民に開かれた文化施設ということで、街中とも連携して造ろうということの基本理念でしっかり踏まえていないと、**600** 造る意味はない。**600** 席を造ってどれだけ稼働率が上がるのか。利用率を上げるための文化ホールという視点を、もう少し持った方がいいと思う。松山市近辺でも **600～800** のホールは、土日は抽選だとしても平日はがらがらである。そのために専門の人を置き、空調も付けてお金をかけることを考えると、何で

**600**席に皆さんがこだわるのか、その根拠が自分の中にすくとんと入らない。そこをしっかりと説明していただいた上で、やっぱり **600** 入れた方がよいというなら、附帯意見として付けたらどうかと思う。

(副会長) はい、今このような話があった。多分委員の皆さんはアンケートの結果なども見られて **600** という数が出ていると。で、事務局からは **350**～**400** が出ている。ここで確定というわけではないが、やはり幅を持たせて残すべきという意見が出ていると思う。私は **600** にこだわっているという感じはしないので、幅を持たせても良いと思う。後は財政上のこともある。いくら増えないといっても席が増えたら、石本事務所が言うようにお金は増えてくる。ただ **600** 席あるのなら、伊予市に即した文化面を呼べるかもしれないし、**400** だったら市内の希望までしか使えないという意見が出るかもしれない。だからそれぞれ捉え方によって意見はいろいろ出ると思うので、その辺りはやはり市民のアンケートも出ているし、市民ワークショップがあるのだから、**350**～**400** に固定しないで、**350**～**600** というので幅を持たせて、この審議会は終えていてよろしいのではないか。

(委員) 予算、予算と言うのなら私は腹がたってきた。予算が決まっているなら、初めから止めておけ。市民サービスも入っている訳だろう。一部の人が使うだけというなら図書館もいらぬ。それを言い出すと何もできないし、私は最初にいらぬとも言った。もう一つ。こんなことを言うのも何だが、施設計画のために私はいろんなアイデアを出したのだが、全部飛んだ。本当に予算がいらぬ方法なら市庁舎もまとめて建てるのが一番良いと言ったが、それも飛んだ。予算だけであるのなら初めから形ができてはいるはずであるが、そうではないだろう。審議会の皆さんがどうしたらいいかを考えているのだろう。私は事務局が予算の問題だと言ったのが気に入らない。それなら先の話も全部ひっくり返す。市道の **JR** の問題でも最終的には高架をやらぬといけぬと約束しているはずだから、それに **20** 億円はかかるだろう。その金額の件は黙っておこうと思っていたのだが、予算だけの話ではないだろう。今副会長が言われたとおり、**600** を入れておくので構わないのではないか。私が **600** にしろと言っている訳ではないのだから。それを予算の問題だというのならこの審議会は止めろと言わぬといけぬ。予算が決まっているならもうできている話だ。やはりその所は事務局も簡単に予算だと言わぬようにしてもらわぬと困る。予算なら私は言い分がいくらでもある。

(副会長) 今の委員のご意見であるが、事務局としては、そこまでの強いこだわりはないと思うのだが、審議会としては **600** 席という意見も出たし、

特にアンケートにもそういう声が強く出ているので、やはり入れておいて、もう一度市民ワークショップに行ったときに、もっと検討を加えて数を決めていただくというくらいでどうだろうか。

(事務局) 建物を建てるということが出発点である。建てた後は維持管理をして、老朽化して補修、手直しができない状況になって取り壊す。そういうライフサイクルコストを試算しながら検討させていただきたいと思う。伊予市にとって大切な市民の拠り所になる、自慢できる文化ホールにするのは当然だと思っている。またそれについて、一生懸命予算をねん出することも大切なことだと思う。そういう **15** 年おきにかかるような重要修繕や全てに係る費用も考えながらやっていきたいと思う。

(副会長) では先ほどの所には、そういう文言を特記して文章を作って構わないか。事務局は構わないそうである。ほかにはないか。

(委員) **50** ページの所、楽屋やホワイエ、リハーサル室など諸室が具体的に書かれているのだが、それ以外のことも提案していた。それはどうなったのか。市民が利用するために身の丈に合ったものにしようということで、スタジオとかリハーサル室もサブホールや展示などいろんなことに使えるようにという意見がグループ討議にあったはずだが、そういう細かいところが載っていない。これだけで造っていくのか。

(業者) スタジオについては、**50** ページの **(3)** 会議室をイメージして書いていた。この部分が、例えば「会議室 (スタジオ)」など、より具体的な方が望ましいのであれば書き換える。配慮が不足していた点は申し訳ない。

(副会長) 後ほど発表いただく意見や資料編に付いているワークショップ資料、これら全部無駄にすることなく、基本計画の資料として組み込み、取り入れられるものは取り入れる方向になると思うので、次に進めさせていただく。

#### 第 4 章公民館機能の考え方 (**51**～**54** ページ)、第 5 章老人福祉施設機能 (**55**～**56** ページ) の説明 (略)

(副会長) 第 4、5 章について、意見あればお願いします。

(委員) **53** ページに「概ね次の事業が実施できる環境を整えるものとします」として「体育」と出ている。やはり多目的ホールは体育館的な使い方をして、**20** ほどあるバレーとバドミントンと卓球の人たちが常時朝昼晩使える環境をそのまま整えるのであれば、文化施設としての機能はだいぶ薄れると考えないといけないのだな。

(副会長) 多目的ホールの件でご意見が出た。公民館としては、ほかの行事が

入れば優先的にそちらを入れているのではないかと思うが、事務局どうか。

(事務局) 今は福祉文化センターの中央公民館の大集会室という形で使っている。実際は年度初めに毎年利用されている団体の方々に集まっていたら、1年間のスケジュールがだいたい抑えられる。その空いている所にその他の団体が入る形になっている。ただそのやり方については問題があると思っているので、新しい施設ができた段階では検討したい。

先ほど使用料の減免について言われていたと思う。これは行政側の都合であるが、やりやすい方法であり、例えば体育協会や文化協会に加盟している団体は、基本的には無料だという形を取っているのだが、公共施設であるので、公共の福祉に資するような活動をする場合にのみ減免するのが本来の形だと思う。したがって、今後はこの新しい施設だけでなく、教育委員会が管理している施設の減免のあり方については見直していこうとは考えている。

(委員) 今の話は、かなり全体を触ることになる。単純に公民館としての機能としては、体育をしなければならないという目的は入っていないのだろう。だから市側としては抜本的に全体を見直していくよう努めるという話に聞こえた。そういうことが的確に進むのであれば、いわゆるレクリエーションをどこまでとするのかという話になるし、建物の仕様で高さの問題、公民館法では多分集会や展示会は含まれていると思うので、先ほどの発言については、市側で調整しますという位置付けの発言と捉えていいのかなと思った。

(事務局) 今の発言は、施設の使用形態について、例えば仮にこの多目的ホールができたとしても、団体に連絡して、最初に年間のスケジュールをずっと抑えてしまう施設のやり方を見直さなければならないということであった。どういう建物にするかという見直しではない。使用料の件は蛇足であり、皆さんに誤解を与えるような発言だった。申し訳ない。

(徳永氏) 53 ページに書いてある 5 つの項目というのは、社会教育法の公民館設置の目的目標という項目内容である。この社会教育法は昭和 20 年代の法律であり、その時には文化ホールそのものが想定されていない段階で作った法律なので、言えば何でもありである。公民館という位置付けでできてしまった文化ホールもいくつかある。

それでここから先が大切なのだが、その料金を取るか取らないか、スポーツ施設に特化するのもしないのか、それとも何にでも使える集会施設にするのかは整理する必要がある。それは市町によってバラバラなの



で、この審議会にはそのことを付託されてはいないが、十分に議論する必要があると思う。

一般的な話であるが、公民館の使用に関しても 1 時間 1,000 円取るところからタダのところまで非常に幅広くあり、それぞれ市町の選択である。だから伊予市として、市民が何を選択するかということが一番大切だと思っている。

(副会長) 事務局及び専門家から補足説明があった。公民館はグループワークもしていないし、意見としても確か調理室を 1 階にしてほしいということくらいの議論しか出ていない段階である。委員も事務局の現状説明と公民館の目指す方向性から意見を言っている程度であるので、やはり整理をする必要があるし、今後議論を深める必要があると感じる。

(徳永氏) 補足すると、この審議会は中央公民館のことを議論する審議会ではないので、先ほどの意見は余計な意見だった。

(委員) いやいや。今回複合施設になるので、お互いが 1 つの施設の中で譲り合いながら使っていこうとか飲食のことも出ていた。それが例えばバレーボールができるような今までのホールを建てると、そこでカフェでもしようかとはならない。そういう横との関係があるので、先ほど言われた年間スケジュールを抑えるという手法は見直していかないといけないとか、複合施設としていろいろ見直していかないといけないと思う。

(副会長) それは皆さんも同じだろうと思う。だからまだ整理する必要があるし、公民館機能については審議を深める必要があると思うのだが、事務局はそのようなことで構わないか。公民館機能はこれ以上深めようがない。時間的なものもあるし、今までの文化ホールみたいに資料もワークショップもない。

(事務局) そもそも市長が最初に言ったとおり、元々ある施設を置きながら、新たに図書館、文化ホールの設置を検討するというのが当初の考え方であった。それを踏襲して、元々ある体育施設のような部屋がここに張り付いている。ただバレーボールや卓球ができるという大きい施設は郡中公民館に特化したものであり、上野や南山崎、中村などの公民館施設にはない。元あるから置いておくというのは、いかがなものかという委員の意見はもつともだと思う。そういうことも市は今後検討を加えるべきと思う。やはり審議会に付託されていないから関係ないと言うのではなく、隣に何が来るかは大事な内容なので、それらについては、また持ち帰って協議するように働きかけたいと思う。その部分については、そういう検討をするという附帯的な内容で載せても結構なので、よろしく願います。

(副会長) 事務局からの回答である。今の集会所は天井が低いので、スポーツの大会などはできないと思う。あくまでレクバレーの練習に使う程度だと思ふ。同じような感じで残すとしても、今度はバレーの大会もできるという予定ではないと思ふ。やはり軽スポーツや、お年寄りがフォークダンスしたり健康体操したり、その目的で集会をするのが従来の目的であったと思ふ。そこを利用して、順に卓球やレクバレーが入ってきたのだと思ふ。今後整理して、さらに検討を加える必要があるということでは構わないか。他にはないか。それでは次章の説明を願う。

### 第 6 章事業スケジュール等 (57～60 ページ) の説明 (略)

(副会長) 事業スケジュール等について、意見があれば願う。

(委員) 市庁舎については、現在市民ワークショップという、今まで伊予市でなかったことが行われている。その経験を積み重ねることによって、今回の文化施設、複合施設のワークショップにもきっと経験が生かされるものと思ふ。新しいことをするのは大変なことなので、そういう一歩を踏み出してくださった行政に対してありがたく思ふ。

その内容で言うと、59 ページの 3. 運営方法の検討についても同じことが言える。(1) と (2) の文面の中に、いろいろ市民が関わっていくという覚悟を書いて下さっているのは良かったなと思ふ。「ワークショップなどを通じて」という文言があるが、ワークショップを行う際には、ファシリテーターがいらっしやると思ふ。そのファシリテーターは、設計側に立つこともなく、行政の側に立つこともなく、市民の意見をしっかりと吸い寄せる、みんなが面白がってワークショップに出たいという市民が増えてくるという、思いが沸き出てくるようなファシリテーターを願う。設計者や行政がファシリテーターを選ぶことがないようにして、ワークショップに生かしていただきたいと思ふ。

(副会長) 今後ワークショップをする段においての、事務局への意見であった。

また生かしてほしいと思ふ。それでは第 7 章資料編について、これは石本建築事務所から願う。

(業者) 先ほどの議論の中でも補足説明させていただいた。今回は非常に短期間の間に数多くのグループワーク、審議を行っていただいております、答申書の中に盛り込む努力はしているが、今のところ不十分に感じている。今後の基本設計においても、今出た意見は大切に扱っていきたくて考えているので、今までの質問に対する回答書 (62 ページ及び 66 ページ)、68 ページ以降についてはグループワークの意見を全て載せるように、

我々から事務局に提案させていただいている。そういう意味において、今後も継続して考える機会になれば良いと思っているので、この資料編の扱いについて、審議会でも少しお話いただければと思う。

(副会長) 資料編の扱いについて、事務局から話があった。この扱いについて、事務局何かご意見や提案はないか。

(事務局) ただ今説明されたとおり、全てを反映できているわけではないが、皆さんから頂いた意見は、当然大切な意見として、基本計画の資料編として載せ、今後の基本設計、実施設計等の業者が決まっても申し送りをして、十分反映していきたいと考えているので、よろしく願います。

(副会長) 今の説明で委員の方構わないか。それでは質疑は第 7 章まで終了した。

### (3) その他について

(副会長) 最後に会長が前回の最後に、団体から提案があれば 4~5 分以内で発言できる資料を作っておけると言われていたと思う。2 団体（図書館運営協議会、文化協会）から提案書が提出されているので、5 分以内、できれば 4 分以内で願います。

(委員) 図書館運営協議会の代表であり、一個人の意見しか言えてなかったもので、図書館の館長、その他職員の意見も聞いてまとめた。委員から出ているいろんな意見がダブるところもあり、その点は省略する。また読んでいただいたらと思う。話し合いに出ていない分だけ発言する。

職員の意見としては、職員増員に向けた事務所のスペースの考慮及び事務所とカウンターの一体化の希望があった。これはそこで働いている人にしか出ない意見である。それからソフト面として、図書活動を普及する図書通帳システムの導入。まだ愛媛県では採用されていないが、銀行の通帳のように、本を借りると本の題名が記帳されるシステムがあり、本の読書欲が増長するのではないかという提案である。それから図書の衛生対策に関しては、ブックシャワー機の導入。これは本には雑菌などが付いているので、感染を防ぐための提案である。あとは今度施設が複合化されると、施設自体の開館時間が長くなる。そうすると、図書館自体は閉まっているが施設自体は開いている状態が出てくる。そこで予約ロッカーシステムを導入し、本の返却や予約での貸し出しができるものを取り入れ、図書利用を増やすという提案である。最後に図書館検索の情報のレシート印刷検討、これは現在でも予約レシートは出るようになっているようだが、そういうシステムを入れると、図書館の稼働率が上がるのではないかという意見があったので、発表した。

(副会長) ありがとうございます。では続いてお願いします。

(委員) 1 ページ目、平成 22 年から私たち文化協会が活動した内容載せている。その活動をとおし、2 ページ目、何を指すかという、目標と理念を市民、専門家、行政で共有することとしている。文化活動の基本的な目標と理念が明確になってないと、どうしても受身の貸し館になってしまう。その原因を作らないように、ここは街も人も活性化し、人々が集う場にしたいと考えている。基本理念については、私たちが考えた仮の言葉であるが、「交流・創造・育むーひらかれた人と文化の広場」と表してみた。<基本的な視点>としては、(1) 参画と協働のまちづくりを全てのプロセスに欲しい。伊予市自治基本条例の精神でこの建物を造り、使っていく、どの段階においても参画と協働のまちづくりが活かせるようにすること。(2) 新しい広場として「共に生きる絆」「次世代を育む」ための文化施設。やはり社会的弱者と呼ばれている人々も含めたいろんな人たちが参加し、全ての市民に開かれた文化施設を構想すること。そして、垣根のない開かれた文化施設を目指すこと。(3) 「交流」をキーワードに「まちのリビング」としての文化・学びの場であること。市民会館のことも書いているが、新しい文化複合施設では、全ての世代の多様な文化、芸術も含めて、生涯学習のニーズに応えられる多目的な機能を持つものを構想する。図書館は無料貸本屋から脱却して、複合施設を生かした交流に結び付け、世代を問わずいつでも気楽に立ち寄り、人と情報の自由な出入りができるまちのリビングのような公共空間を構想していただきたい。また、次世代のことを考えると、IT 活用によるハイブリッド図書館の整備、レファレンス機能の充実、行政・議会の情報公開などの連携を図っていくような図書館にしていく。(4) みんなが主人公ー「鑑賞・参加・交流・創造」の多目的文化ホール。老朽化だけでなく、音楽や舞台芸術を行うための設備や楽屋、練習場が十分でなかった。今回は貸し館業務だけになっていた部分を根本から考え直して、市民と行政が良い関係を持ち、みんなで作る。本当の意味での市民一人一人が主人公に慣れる場として考えてほしい。そうすることにより、松山圏内にはないユニークな文化施設を構想していく。ギャラリー芸術のアート工房なども考えないといけないが、ギャラリーは新庁舎の市民空間の利用も考えて広域に考える。(5) 地域文化の検証と発展、「まちぐるみミュージアム」のコア拠点。伊予市は双海もあり、中山もある。合併により広がった市であるということを前提として、コアをどうすべきか考えた施設とし、街全体をミュージアムとする、伊予市まちぐるみ博物館を目指す。(6) 「まちの顔」として中心市街地のまちづくり・賑わい、コミュニティ再生。

中心市街地は新しい本庁舎とともに、景観計画に沿った町並み整備のグランドデザインに基づいて、街中の魅力を高めていく。そして、来た人たちが回遊できるように、町家とも連携して、伊予市の豊かな食材、食文化を生かしたツーリズムの交流拠点として、街の集客機能を高めていく。そういう地域の文化力を活用して、街中の賑わいと、コミュニティの再生、創造につなげる。(7) 文化活動を支援する事業計画や組織・施設運営の計画・ソフトを重視する。公共の建物には、目的や機能があり、そのためにどんな運営、組織がないといけないか。これは早急にソフト面を考えていただきたい。そして ～⑥に示したとおり、収支や広報、管理、事業計画、文化事業等々について考えたいと思う。そういうことを基本理念に盛り込んでいただきたい。

(副会長) 貴重な資料をありがとうございました。これらについての意見と言っても時間的にはないので、貴重な意見として、次回の審議会までに採用できるものは取り入れて、基本計画の資料編にも組み込んでいただき、設計等に申し送りしたいということで構わないか。

(業者) 今日出していただいた意見はより現場に沿った、より詳しい意見であり、非常にありがたいデータだと感じている。時間の許す限り反映できるものにつなげたいと思う。今後基本設計においても、継続して知っておいていただきたい情報なので、先ほどのとおり資料編に使わせていただいてよろしいかどうか、この場で了解を取っていただきたい。

(副会長) 安易に私があんなことを言ったのだが、皆さんの了解を得て資料編に入れていただいて構わないか。特に意見がないようなので願います。基本計画案の中間報告について、積極的な建設的な意見をいただいて何とか終わることができた。次回の最終審議が残っている。

本日は代理の議長で、皆さんにもっと意見を頂かなければならないと思ったのだが、ただ終わりが来たというだけで取りまとめもできていないが本日の審議会は以上で閉じたいと思う。本当にご協力ありがとうございました。

(事務局) 以上をもって、本日の審議会は終了する。次回の審議会は **12月19日** 水曜日、場所は同じ中央公民館 **2階**の第 **1** 会議室で行うのでよろしく願います。なお、本日の審議会で発言ができなかった提案があれば、お手元にお配りしている意見提案書等に記入いただき、返信用封筒で **12月10日** までに事務局に送付いただくよう願います。できる限り皆さんの意見を反映していきたいと考えているので、よろしく願います。

(17:15 終了)